



表

4ATM
1180000



講座名 平成30年度 新司	年 月 日	点数	※
試験科目・回 刑訴	試験地・クラス	受験番号	フリガナ 氏名

第1. 設問1について。
1. 下線部①の適法性について。
下線部①は、公道上で、甲の顔を撮影するものであるから、強制処分
(刑事訴訟法以下、法令の省略) (97条1項但書) に当たる場合、
強制処分法定主義に反するため (全状が主たるため)
以下検討する。
(1) まず、強制処分とは、相手方の明示又は黙示の意思に反して
重要な権利利益を実質的に侵害する処分という。重要な権利利益に
ついては、強制処分法定主義と全状主義という二重の制約による保護に
値するものであることを要するといわなければならない。住居等の静穏 (憲法35条)
や身体・自由 (憲法38条) のような利益やこれに準じたものがこれと
見られる。
(2) 本件の撮影は、甲の同意なく行われたものである。甲の黙示の
意思に反して行われたものである。また、撮影内容は
事務所から出てくる甲の顔を撮影するというものであり、甲のプライバシー権
(憲法13条) に対する一定程度の制約がなされる。
もっとも、本件撮影は公道上で事務所から出てきた甲を撮影した
ものであり、顔などが見られることは甲も受忍していたといえるから
かかるプライバシーの要保護性は低い。よって、それ以上に甲の権利利益が
制約されているという事情もない。
そうすると、本件撮影は甲の重要な権利利益を制約するものとい
えない。

伊藤塾



したがって、本件撮影は強制処分に当たらない。
2. さらにしても、任意処分 (97条1項本文) の限界を超えているとはい
えない。
(1) 任意処分 といえども、無制約ではなく捜査比例原則 (147条1項本文)
から、必要性・緊急性を考慮し、安全衛生上相当な範囲でのみ
これを行つては許容されると考える。 (具体的状況の下で)
(2) 本件撮影は、言明の被害者たる乙にこの言明の事実と
思われる甲の顔を確認させるために行われており、必要性が認め
られる。 (ビデオ静止画ではなくビデオという動画で撮影しているもの。それは
よって、甲の公道上に於ける歩行行動を約20秒の間という短時間
撮影したにすぎず、甲の歩行を相当な範囲を超えているとはいえない。
(3) したがって、本件撮影は任意処分の限界を超えてはいない。
3. よって、下線部①は適法である。
4. 下線部②について
下線部②は、強制処分には該当するか否かにつき前述の基準から
検討する。
下線部②における撮影は、甲の同意なく行われたものである。
甲の黙示の意思に反して行われたものである。
また、本件撮影は、下線部①と異なり、押入を通過して
甲の事務所内を撮影するものであるから、住居の静穏を害するといえる
とも思える。
もっとも、本件撮影は本件事務所 (向) のコンシヤン2階通路から

伊藤塾



裏

4ATM
1180000

答案用紙 3 頁



(注意事項)
1. 答案用紙の取扱い
答案用紙の取扱い、漏記配点はしませんので、所定より取り扱わないでください。

2. 答案作成上の注意
(1) 答案は横書きとし、解答欄の枠内に記入すること。
(2) 答案は、黒インクのボールペンで記入すること。
(3) 答案を訂正するときは、訂正箇所を黒線で消す。
(4) 答案用紙の裏面に書き込んで答案を提出すること。
(5) 答案用紙の裏面に書き込んで答案を提出すること。
3. その他
解答欄に受験者の氏名又は特等入試の受験番号を記入すること。

手探り

45 行われたものであつて、通路からは、検死室を連れた車庫内を
46 見ることができ、甲といふ、通路から車庫内が見えることは受けた
47 といふから、知る範囲で住居のプライバシー保護性は低いといふ。
48 また、撮影態様も、~~撮影態様も~~ 通路から見える範囲の部分で
49 撮影したに過ぎないといふ。
50 しつらう、本件(2)の撮影もその範囲を超えていない。
51 5. では任意範囲の撮影を超えていないか。
52 (2)の撮影は、(2)における撮影で甲が拡大したものをVに
53 見せしめ犯人と甲が同一人物が写りこんだため、犯人が写り
54 こんでいる箱と甲の所持する工具箱が同一であるが、Vに
55 確認することができないため、必要性は否定される。
56 また、撮影態様についても、わざわざ利便性を短時間で
57 車庫内の工具箱を撮影したにとり、その他車庫内のものを
58 写し甲の姿を写している、相当な範囲を超えている。
59 しつらう、任意範囲としての撮影も超えている。
60 6. よう、下線部(2)に違反がある。
61 第2. 設問(2)の小問11について。
62 7. 本件メモは、公判期日付に於けるVの証言を内容とする
63 ものであるから、これが伝聞証拠(320条1項)に当たる場合、原則として
64 証拠能力が否定される。
65 ところが、本件メモが伝聞証拠に該当するかどうかを争う。
66 (1) まず、~~伝聞~~ 伝聞証拠の趣旨は、供述・証言に

伊藤塾



答案用紙 4 頁

3. 答案作成上の注意
(1) 答案は横書きとし、解答欄の枠内に記入すること。
(2) 答案は、黒インクのボールペンで記入すること。
(3) 答案を訂正するときは、訂正箇所を黒線で消す。
(4) 答案用紙の裏面に書き込んで答案を提出すること。
(5) 答案用紙の裏面に書き込んで答案を提出すること。
4. その他
解答欄に受験者の氏名又は特等入試の受験番号を記入すること。

知覚・記憶・叙述の過程を経て事実認定のため、各過程には、
誤りが生ずるおそれがあるため、再対照等によりその正確性を
吟味することが不可能であるから、あらかじめ証拠能力を排除すること
がある。
そうすると、伝聞証拠とは、公判期日付の供述で、要証事実との
関係からその内容の真実性が問題となるものを指す。
(2) 本件メモは、前述の通りVが公判期日付に作成した
ものである。また、Qは本証趣旨を「甲が、平成30年1月10日、Vに於て、本件
メモに記載された内容の文書を申し渡した」として本件メモを取引
請求しているところ、甲は犯人と否を争っているから、要証事実及び
本証趣旨は同様である。(甲の犯人性や犯罪事実の有無も争点となす)
そうすると、本件メモの内容の真実性が問題となるので、本件メモは
伝聞証拠にあたる。(詐欺罪の構成要件を示す)
しつらう、本件メモは伝聞証拠に当たる。
(3) もっとも、伝聞例外を適用しないか。
本件メモは、Vという「被告人以外の者が作成した供述書」(320条1項
本条)であり、同項第1号、2号の書面に該当しないものの3号の
適用が問題となる。
「供述者」のVは、脳梗塞で記憶力を失い、今後意識が
回復する見込みはなく、仮に回復してもVの取引は不可能で
あるから、「公判期日において供述すること」ができないといふ。
また、本件メモは、犯人が詐欺罪にあたる行為を行った

伊藤塾



5 表

4ATM
1180000

講座名	年 月 日		点数	*
試験科目・回	試験地・クラス	受験番号	フリガナ	
刑/法			氏名	

答案用紙 1 頁



1. これを直接証明する郵便物であり、本件メール以外に直接、この犯罪事実を立証する言証拠はないため、「その供述が」犯罪事実の存在証明に「役立つ」ことではない。むしろ「あるべき言証拠」である場合といえる。

2. さらに、本件メール、死行当日にWがVを言明した際に「Vが」新鮮な記憶に基づき犯人が「言った」内容をメモしたものであるから、絶対的の特信状況もある。

3. したがって、本件メールは322条1項3号の要件を満たし、言証拠能力が認められる。

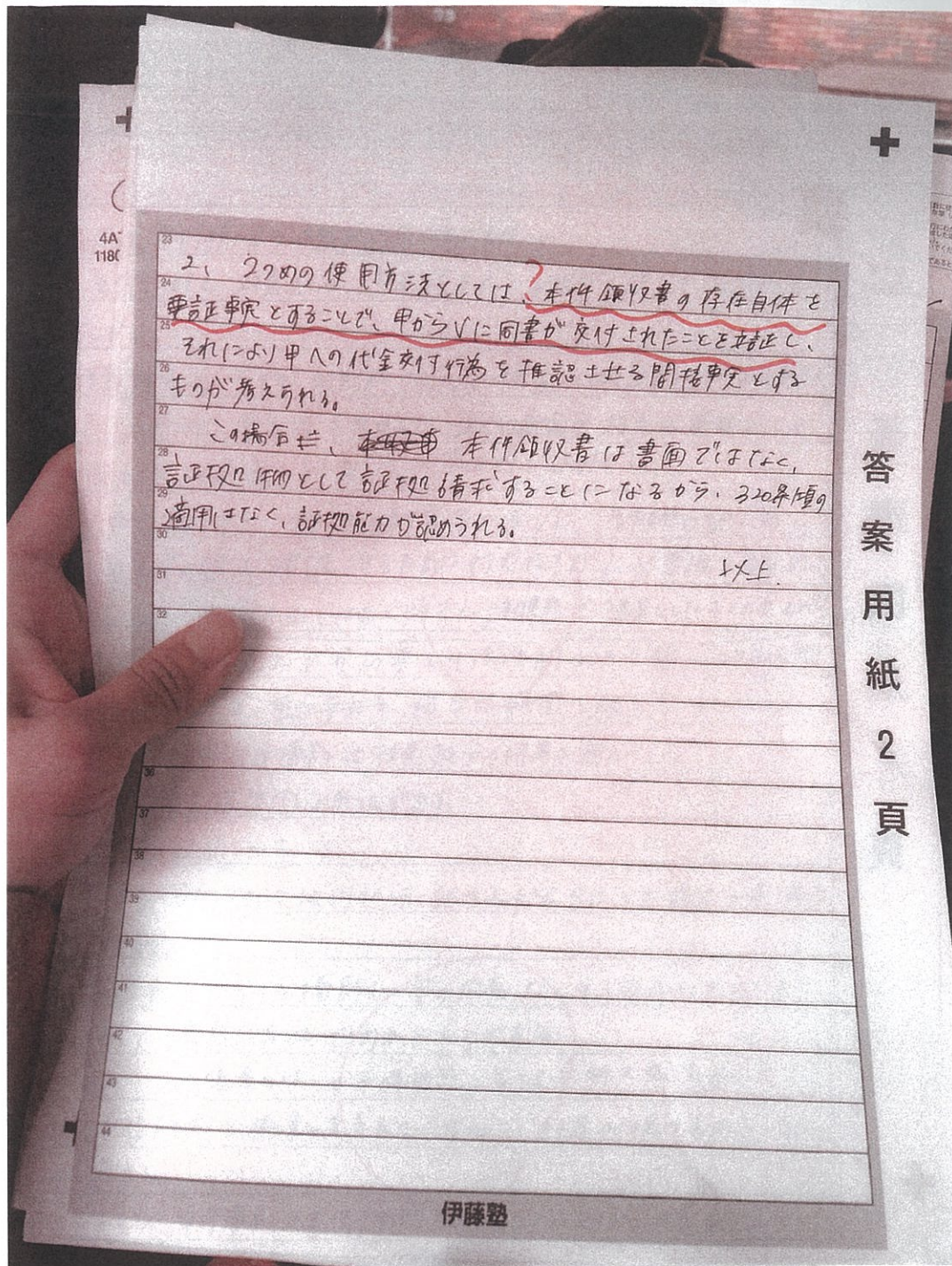
4. 設問2の1問2に「2」。

1. まず、言証拠が、甲が「Vから代金100万円を受け取ったこと」があるから、1つめの使用方法として、同書の記載通り「甲が」代金を受け取ったことを言証拠として立証すること、甲が「言」詐欺の構成要件である交付行為を受けたことを説明することが考えられる。

この場合、甲の「代金として... 領収いたしました」との「言」が内容の真実性が問題となるため、本件メールは伝聞証拠に当たり、伝聞例外外をみたすには、自己限の言証拠能力を欠く。

同書に「2」は、甲という「被告人」が作成した供述書であり、犯罪事実の一部を認め、「被告人に不利な」事実の否認を内容とする」といふ点に注意して、「被告人に不利な」事情もないことから、322条1項の伝聞例外外をみたすため、言証拠能力が認められる。

伊藤塾



答案用紙 2 頁

伊藤塾